

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の規定による特定地域づくり事業協同組合の認定の失効

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）第9条第1項の規定により、次のとおり特定地域づくり事業協同組合の認定が失効したので、同法第9条第3項の規定により公示します。

名称	のとじま特定地域づくり事業協同組合
住所	石川県七尾市能登島向田町ろ部8番地1
認定失効年月日	令和8年3月31日